

介護職員等処遇改善加算について

介護老人保健施設岩槻ライトケアでは、「介護職員等処遇改善加算」を算定しております。当該加算算定のため、介護サービス事業者は取得・取組状況の「見える化」を行う必要があります。

※「見える化」は当該加算に基づく取り組みについて、介護サービスの情報公表制度や自社ホームページを活用し、当該加算の取得状況や賃金以外の待遇の改善、職場環境の改善に関する具体的な取り組みを公表するものです。

当該加算における賃金以外の具体的な取り組みとして、対象となるサービス、算定する加算、職場環境の整備について施設で取り組みを実施している項目は以下のとおりとなって います。

★対象となるサービスと算定する加算

- 介護老人保健施設（介護予防）：介護職員等処遇改善加算（II）
- 短期入所療養介護（介護予防）：介護職員等処遇改善加算（II）
- 通所リハビリテーション：介護職員等処遇改善加算（I）

★職場環境等要件について

- 入職促進に向けた取組
 - ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
 - ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- 資質の向上やキャリアアップに向けた支援
 - ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援
 - ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
- 両立支援・多様な働き方の推進
 - ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
 - ・有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標を定めた上で、取得

状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている

○腰痛を含む心身の健康管理

- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
- ・事故・トラブルの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

○生産性向上のための業務改善の取組

- ・厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築を行っている
- ・5S活動等の実践に実践による職場環境の整備を行っている
- ・業務手順書の作成や、記録・方向様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている

○やりがい・働きがいの醸成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供